

(趣旨)

第1条 この規程は、市政に関する必要な事項を市民に広報し、行政に対する市民の理解と協力を深めるために発行する庄原市広報紙(以下「市広報紙」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 市広報紙の名称は、「広報しょうばら」とする。

(掲載事項)

第3条 市広報紙に掲載する事項は、市政に関する紹介事項その他市民に広報すべき事項とする。

(編集会議)

第4条 市広報紙の編集の適正を図るため、庄原市広報紙編集会議(以下「編集会議」という。)を置く。

2 編集会議は、原則として毎月1回開催するものとする。

(所掌事項)

第5条 編集会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 市の施策のうち、市民に周知する必要のある事項の選定
- (2) 広報資料の検討及び選定
- (3) その他市広報紙の編集上必要な事項

(構成)

第6条 編集会議は、情報政策課、総務課、企画課、財政課、市民生活課、農業振興課、社会福祉課、建設課、教育委員会教育総務課及び情報政策課広報広聴係の長をもって組織する。

2 会議は情報政策課長が主宰し、情報政策課長不在のときは情報政策課広報広聴係長が代行する。

3 編集会議は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(掲載資料の収集等)

第7条 市広報紙の編集及び発行に関する事務は、情報政策課において行う。

2 情報政策課長は、市広報紙に掲載する必要があると認める内容(以下「原稿」という。)を、発行日の前月1日までに取りまとめの上、編集会議に提出するものとする。ただし、緊急を要するもの又は軽易なもの等は、この限りではない。

3 各課は、その所属する課の業務に関する原稿を作成し、当該課の長の承認を得て前項に規定する期日までに情報政策課長に提出するものとする。

(発行日)

第8条 市広報紙は、毎月5日に発行する。ただし、市長が必要があると認めるときは、発行日を変更し、又は臨時に発行することができる。

(配布)

第9条 市広報紙は、原則として市内の全世帯に無料で配布するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるものに対しては、実費で配布することができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月31日から施行する。